

【NEWS RELEASE】

2020年1月24日

各 位

株式会社三井住友銀行

介護保障型一時払終身保険「ウェルスデザイン」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2020年2月3日（月）より、介護保障型一時払終身保険「ウェルスデザイン」（引受保険会社：メットライフ生命保険株式会社）の取扱を開始します。

『人生100年時代』といわれる中、長生きすることで「お金」と「健康」への備えに、多くの方が不安を感じています。特に「介護」については、自分だけでなく、両親や配偶者の介護も含め、すべての年代で共通する不安要因となっています。

本商品は、こうしたお客さまの意識にお応えし、要介護状態となった場合の介護保障に備えることができるだけでなく、老後の生活のために資産を増やすことや、万一の際にはご自身の資産を家族に残すことができます。まさに人生100年時代のための「そなえる（介護ニーズ）」「ふやす（貯蓄ニーズ）」「のこす（相続ニーズ）」に定める商品です。お申込に必要な告知項目は、2項目（ ）のため、幅広いお客さまにお申し込みいただけます。

（ ）「公的介護保険制度における要介護・要支援認定の申請歴の有無」「認知症（疑いも含む）・軽度認知障害の診断状況の有無」の2項目

三井住友銀行は、今後もお客さま一人おひとりのニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 介護保障型一時払終身保険「ウェルスデザイン」(商品概要) >

項目	内容
契約通貨	米ドル
契約年齢範囲	満40～満85歳（契約日における被保険者の満年齢）
保険料払込方法	一時払
最低保険料	3万米ドル（保険料円入金特約付加時は300万円）
最高保険料	3億円相当額
保険期間	<p>【第1保険期間】 契約日からその日を含めて3年後の契約応当日の前日までの期間</p> <p>【第2保険期間】 第1保険期間満了日の翌日からその直後に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間</p> <p>【第3保険期間】 第2保険期間満了日の翌日以後の期間（終身）</p>
主な保障内容	<p>【死亡保険金】 被保険者が死亡された時にお支払いします。 全保険期間：積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額</p> <p>【介護保険金】 被保険者が、責任開始時以後初めて、公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。 第1保険期間・第3保険期間 積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額 第2保険期間 積立金相当額、解約返戻金相当額、基本介護保険金額のいずれか大きい金額 死亡保険金と介護保険金は重複してお支払いしません。</p>
診査方法	告知扱（2項目）
付加できる特約・特則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料円入金特約 ・ 円支払特約 ・ 年金支払特約 ・ 年金移行特約 ・ 介護保険金の指定代理請求に関する特則

項目	内容
契約時費用	なし
解約控除	あり（契約日から10年未満）
市場価格調整	あり（解約日・減額日が基準利率計算基準日の場合はなし）
解約返戻金額	<p>契約日から起算して10年後の契約応当日の前日まで 解約日の積立金額×（1-市場価格調整率-解約控除率）</p> <p>契約日から起算して10年後の契約応当日以降（基準利率計算基準日除く） 解約日の積立金額×（1-市場価格調整率）</p> <p>契約日から起算して10年後の契約応当日以降（基準利率計算基準日） 積立金額</p>
ご契約日以降にかか る費用	<p>【保険関係費用】 死亡保障・介護保障および保険契約の締結・維持にかかる費用（1.41%） 基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0% を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きします。</p> <p>第2保険期間における介護保障にかかる費用（基準利率・契約年齢・性別など によって異なるため、一律には記載できません。） 第2保険期間中、積立金から毎月差し引きします。</p>

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。